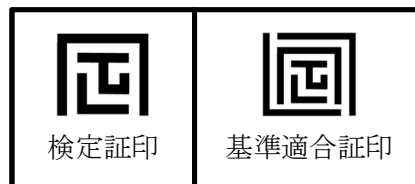


特定計量器販売事業について

特定計量器のうち、^{注1}非自動はかり（^{注2}家庭用のヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケールを除く）、分銅及びおもりの販売の事業を行うには、都道府県知事への届出が必要です。（^{注3}法第51条第1項 一部例外があります）

注1：特定計量器の非自動はかりとは、電気式はかり、ばね式指示はかり、台手動はかり等の載せ台に計量物を載せ、静止した状態で計量値を読み取る方式のはかりのことで、取引証明用に使用できるはかりには、右図のいずれかがはかりの銘板に必ず表示されています。



この検定証印等の有無に関係なく、目量10mg以上で目盛り標識の数が100以上の特定計量器を販売する場合は、計量法第51条第1項の規定により都道府県知事に特定計量器販売事業の届出をしなければなりません。この届出をしていない状態で、特定計量器を販売すると下記の罰則の対象となります。

第十章 罰則 計量法より抜粋

第一百七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十条第一項、第四十六条第一項又は第五十一条第一項の規定に違反した者
- 二 第四十四条、第四十八条又は第五十二条第四項の規定による命令に違反した者

検定証印等や丸正マークが無いものの販売・陳列、工場内での工程管理用等で使用される取引証明用以外の特定計量器〔目量10mg以上で目盛り標識の数が100以上のもの〕に該当するものを販売される場合においても、届出が必要になります。

注2：家庭用のヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケールとは、家庭の中で使用されるものですが、販売するときは、技術基準（JIS B7613：2015）に適合するようにしなければならず、販売するときまでに技術基準に適合していることを示す表示（いわゆる丸正マーク）を表示しなければなりません。この丸正マークが表示されているもののみを販売する場合は、都道府県知事への特定計量器販売事業の届出は、必要ありません。



注3：特定計量器の製造事業者及び修理事業者については、自社で製造又は修理した特定計量器を販売する場合は、都道府県知事への特定計量器販売事業の届出は、法令上必要ありません。

経済産業省計量行政室のホームページも参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html

計量行政室 TEL 03-3501-1688（直通）

上記の内容の他に特定計量器販売事業（輸入販売しようとする者を含む。）について、届出に関する手続やご質問等がありましたら、下記の連絡先まで、お問い合わせください。

京都府計量検定所 指導課

TEL 075-441-8335

Fax 075-441-8336

指導課アドレス keiryou-shido@pref.kyoto.lg.jp